

令和7年度事業計画

貸切バス事業を取り巻く環境については、輸送需要は回復してきているところですが、一方で、燃料費の高騰や運転者不足など厳しい状況が続いています。

そのような中、労働時間等の規制や点呼状況の録音・録画の保存、デジタコ的全車両装着等の安全対策への対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、当センターでは適正化事業実施機関として次の事業に取り組み、貸切バス事業の適正化を促進します。

1. 巡回指導について

①基本方針

事業者の法令遵守意識向上のため、効率的かつ効果的に巡回指導を実施します。

巡回指導の頻度は、国が監査を実施した又は実施する予定の営業所を除き、事業区域内に存する全ての営業所に対し、原則として、年度内に1回実施することとし、具体的には、今後、国土交通省が発出予定の「令和7年度の巡回指導の運用方針」（以下「運用方針」と言う。）を受けて対象営業所を選定することとします。

なお、現在示されている運用方針の案によると、令和6年度に引き続き、「優良営業所」※¹を対象から除外するとともに、巡回指導の結果「特定の営業所」※²となった営業所に対する巡回指導の重点化を実施することとなっています。

※1 「優良営業所」

①安全性評価☆3つの認定を受けている事業者であって、令和5年度及び令和6年度の巡回指導で「否」の判定がゼロの営業所

②安全性評価☆3つの認定を受けている事業者であって、令和6年度に「優良営業所」に該当した営業所（令和5年度及び令和6年度が「優良営業所」であった営業所を除く）

（現時点で「優良営業所」に該当するのは25営業所です。）

※2 「特定の営業所」

①巡回指導で「否」の判定が1割以上 ②「運賃の適正な収受」の項目の判定が「否」

③点呼状況の録音・録画の保存なし ④呼気検査の写真の記録なし

巡回指導の実施にあたっては、公正かつ適確に行うとともに、改善を要する事業者に対しては適切な指導に努めます。

また、研修や外部機関の講習等により指導員のスキルアップを図ることとします。

②巡回指導の実施方法

原則として、指導員が各営業所を直接訪問して実施します。ただし、複数の営業所を有する事業者については、必要に応じて、本社営業所等において一括して実施する方式（集合方式）でも実施することとします。なお、非対面方式は見送ります。

③巡回指導（点検）項目

運用方針に示されている４５項目について確認を行います。なお、近年、指摘の多い項目については、特に注意を払って確認を行うよう努めます。

④巡回指導の実施体制

４月から６月まで常勤指導員４名（首席指導員１名・指導員３名）、７月以降は常勤指導員３名（首席指導員１名・指導員２名）で取り組みます。巡回指導においては、常勤指導員２名１組で実施することを基本とし、その他に年数回、常勤指導員１名と外部指導員１名で実施します。また、新潟県と石川県では、外部指導員２名１組で実施する方式も併せて行います。

⑤月別の巡回指導計画

月別の実施計画は次表のとおりです。

月	巡回指導行程数			訪問 箇所数	営業所数	外部指導員 活用行程数 (内数)
	三泊四日	二泊三日	日帰り			
４月		５	２	１９	１９	１
５月		４	２	１６	１７	１
６月		５		１７	１９	１
７月		４	６	２０	２４	２
８月		４		１４	２０	１
９月		５	２	１９	２４	１
１０月		４	６	２０	３１	
１１月	２	３		１８	２５	１
１２月		４		１４	２０	１
１月			９	９	１２	
２月			８	８	１３	
３月		４		１４	１９	１
合 計	２	４２	３５	１８８	２４３	１０

※泊り ２泊 ３日 １行程＝３．５箇所、 ３泊 ４日 １行程＝４箇所訪問で算出

※「営業所数」は集合方式での実施分を含む

※委託分及びバス協会分を除く

※ 上表の他、新潟県と石川県において、外部指導員 2 名 1 組体制で合計 3 0 営業所程度を実施予定

(令和 7 年 2 月 1 日現在、国が監査を実施する予定の営業所及び「優良営業所」を除いた巡回指導対象営業所数は 2 3 5 営業所です。)

⑥ホームページでの情報提供

巡回指導の実施結果や改善要請の多い項目等について、ホームページに掲載し注意喚起に努めます。

2. 利用者からの苦情処理について

電話、書面等により旅客から寄せられる苦情・要望に対して、その内容により事業者、行政等に通知して改善を求めるなど適切な処理に努めます。